

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し		
税目	贈与税		
要望の内容	<p>高齢者層が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済の活性化を図るとともに、贈与された資金が教育資金として有効に活用されること促す観点から、令和5年3月末までの時限措置とされている本特例を延長すること。</p> <p>また、上記措置について、①一定の投資商品（例えば、つみたてNISA対象商品等）に係る運用損失及び②教育関連団体等への寄附金を、契約終了時の贈与税の課税対象から除外するなど、制度の拡充を措置すること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— 百万円 （▲32,000 百万円） （ — 百万円）</p>	

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されている。一方で、子育て（父母）世代は、子供の教育費等に備えて貯蓄を行う傾向にあり、家計の余剰資金が経済に寄与しづらい状況があった。</p> <p>このような中で、教育費に係る贈与を、信託という形で一括して行うことを可能とする本制度を平成 25 年 4 月 1 日から開始した。これにより、祖父母世代である高齢者が保有する預金等の「眠れる金融資産」の有効活用が促進されるとともに、経済の活性化にも寄与してきたところである。</p> <p>本制度を延長することにより、高齢者層に偏重している個人金融資産の若年者層への世代間移転を促すとともに、本制度の拡充により、贈与された資金の一部を投資商品で運用しやすい環境を整え、その果実を教育関連団体等への寄附（第三者への教育支援）につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の個人金融資産は、約 2,000 兆円もの規模であるが、金融資産の多くは 60 歳以上の高齢者層に偏重している状況にある。また、金融資産の約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は諸外国に比べて高い。一方で、子育て世代は将来の子供の教育費に対する不安等から消費活動を控える傾向が見られる。</p> <p>そのため、本施策の延長により、高齢者層が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済の活性化を図るとともに、贈与された資金が教育資金として有効に活用されること促す必要がある。</p> <p>また、本制度は、贈与された資金が長期に金融機関に預け入れられるため、一部を投資商品で運用することにより、その果実を教育関連団体等への寄附（第三者への教育支援）につなげることも期待されているところ。</p> <p>しかしながら、現行、投資商品での運用損失や教育関連団体等への寄附等については、教育資金以外の支払分とされ、贈与税が課税されてしまうため、贈与された資金が十分に活用されていない現状となっている。そのため、拡充措置により対応する必要がある。</p>		
	今 回 の 要	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け

	政策の達成目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。
	租税特別措置の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	<p>幼稚園から大学(博士課程)卒業・修了までの教育費は約1,741万円(※1)、留学に要する費用は約500~600万円(※2)である。子供の学習環境の整備については、現在でも様々な取組を行っているものの、平均賃金の上がらない中、子育て世代の負担は依然として大きく、措置の延長及び拡充が必要である。</p> <p>(※1) 公立の平均。高校以下でも私立学校に通うと、最大2,820万円となる。 (出典：文部科学賞「平成30年度子どもの学習費調査報告書」日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」)</p> <p>(※2) 米国の公立大学に1年間留学した場合。 (出典：トビタテ！留学JAPANHPより 各国留学ガイドブック(各国大使館監修資料、恵文社発行))</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、利用者が増加することが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の延長により、資産の世代間移転が更に促進され、将来を担う人材の育成が更に強化されることから、有効である。また、本措置の拡充により、学校法人・公益法人等への寄附を促す仕組みを設けることで、家族内に留まらない社会全体の教育費支援に繋がることを期待され、一定の投資商品に係る運用損失の非課税化等を通じて、経済活性化にも貢献することが見込まれることから、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	本措置は高齢者に偏重している個人金融資産の孫への世代間資産移転を促進し、家計における個人金融資産を有効活用する観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		本措置が導入されてから令和4年3月末までで、契約件数252,090件、贈与された金額約1兆8,814億円。(信託協会調べ)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		高齢者に偏重している個人金融資産が孫世代へ移転することにより、子育て世代の教育費負担の軽減が図られた。実際に、信託を設定している金額のうち、令和4年3月現在で約8,360億円が既に引出されており、世代間資産移転が始まっていることから、本措置は有効である。
	前回要望時の達成目標		国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		信託協会の調査によれば、利用者(贈与を受けた者の親)の約5割は「子供の将来の選択肢(進学先等)が広がることが期待できる」と、約8割は「教育資金に係る生計の負担が軽くなった」等と回答しているが、国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き高齢者に偏重している個人金融資産の世代間移転を促す必要がある。
	これまでの要望経緯		平成25年4月1日に新設。 平成27年度税制改正で延長・拡充。 平成29年度税制改正で拡充。 平成31年度税制改正で延長・拡充。 令和3年度税制改正で延長。